

埼玉縣の道路愛護

竹内常八

悪路埼玉の、汚名を雪ぐべく、當局は堅忍克く、改良に將又修理に、獻身的努力を、惜まざるも、利根、荒川の治水事業に、累次の、水災に依り、縣財政は、疲弊甚しく、爲めに勢ひ道路は壓迫せられ、其の維持修繕費の如きも、

たり。

押して知るべきで、然かも本縣は帝都に隣接せる關係上、隣縣は固より東北地方より管内を、通過するもの頗る多く、國道、指定並重要府縣道の大部分は、本縣内交通者を、遙に凌駕するの状況で、旁交通量は、年々歲々驚くべき激増を來し、到底路面の保全期し難く、此に於て乎、本縣に於ても遲鈍ながら、昨年六月知事の告諭發布と共に、別記の如き道路愛護獎勵規程並之れに關聯せる、道路愛護會準則等を制定し、爾來銳意事業團體の、結成方懲懲に努めたる

に、支那事變勃發の折柄とて、最初は頗る困難の状況にありしも、漸次其の趣旨も了解せられ、現在では愛護會組織團體百六十、其の會員四萬六千八百十五名に、達するを得たり。

尙一方道路愛護思想の普及、愛護會結成並作業實施の、促進を圖り、併せて交通上の、知識を深むる爲め、昨年十一月下旬より、東京市所在交通知識普及映畫會映畫の、斡旋並縣より、其の經費に對し幾分の、補助を爲し、尙映畫の内容は、大部分トーキーにして、縣内及他府縣に於ける道路愛護作業、縣内道路改良工事の實況、道路工夫作業の、狀況、道路愛護劇及交通訓練事故防止等を、事變ニュース、名勝史蹟、漫畫等の間に織り込み、又ファイルム入替の合間

には、愛國行進曲、軍歌等のレコードを利用し、觀衆に些の倦怠をも、覺えしめざるの仕組を、爲したる處時局に相呼應し、出征家族慰問を兼ね、開催したるもの本年四月上旬迄に、九十八箇所を算するに至り、此來會者十二萬五千九百十五名、内出征家族は相當多數に及べり。

右映畫會は大體に於て、時間が勵行せられ、發聲の具合も、毎日の巡回移動にも、拘はらず全く故障なく、映畫も相當鮮明で、且つ映畫關係者も、終始緊張從事したる爲め、到處好評を博し、第一回の巡回は此所で、一先づ打切り、追て第二回目の巡回を企てる見込みなり。

縣に於ても、此機會を利用して、國民精神總動員に關聯せる、協力奉仕作業の一としても道路愛護の必要あるを、宣傳したるに、其の依つて齎らしたる效果は相當見るべきものありたり。

即ち本年二月末日迄に、作業實施を爲したるもの、九十一團體此の從業者は、實に一万五千九百名にして、其の作業道路の延長は三百八十六糠餘に及び、右は管内國道、府

縣道の、六分の一強に相當し、又直接提供したる材料其の他は、二千餘圓に及びたり、仍て右作業實施團體中業績優良なるもの七十四團體に對し、昭和十二年度に於て、夫々獎勵金を交付したり。

作業に從事したる愛護會員の大半は、青年團員にして、次は世帶主、在郷軍人會、農事組合員等なるも、殊に珍らしきは、消防組員なり、大體出役するものは、主に青年男子なるも、時局柄婦女子の參加も、不尠中には、五割以上出動せし箇所もありたり、尙小學兒童の應援する向も、相當多かりき、右出役青年團員中には、勤務先なる工場を、二日休み、或は世帶主中にも、人夫として傭はれ居たるを、一日休み從業したもの、又其の日の業務を、休まざる關係上朝六時より二時間作業を、爲したる團體もある等、眞に涙含ましき事實もありたり。

之れは愛護會を、組織しあらざるものなるも、本庄中學校の如きは、數年來より本舍前交通最も多き、府縣道を相當長距離に亘り、隨時維持修繕の奉仕を爲しつゝあり、又

天理教の郡或は町村単位の、支會部に於て、之れも數年來より、毎年五月十八日を、ひのきしんデーと稱し、其の日は早朝より夕刻迄道路修理を、行ふなど道路愛護の念は、漸次縣民に深まりつゝあり。

今農村に於ける、愛護會の模範的作業次第並町場に於け
る、直営地更生工事、丁度二十二年一月二十日

を、掲記すれば左の如し。

比企郡小見野村道路愛護會作業次第
一、集 合（小學校奉安殿前）

二、開會の辭

三、國旗揭揚

四國歌奉唱

脱帽——最敬禮——直れ——着帽

六、訓示

七、愛護會歌合唱(別記のもの)

八、服裝點檢

文獻卷之二

支那長官

イ、所定の位置へ上着をとる

四 整列（用具を持つ）

駆步（作業區域）副支部長建札持參

梅上作業班

二 作業（梅上）

清

100

各支部順次之に做る

示、用具及方法

種別作

青年團修

小學校男運動

同上

愛護會長(村長)

說苑

一〇、作業終了（支部長は擔當區の終了を團長に報告）

一一、終つて（慰勞會）

神刀劍武術

○準備すべきもの

見學者——むしろ

○○○○○○○○ 實演者

三、いざ愛護らん村の道
小見野の里の隅々に
現はせ奉仕の赤誠を
惡道悪路を改めよ

四、精出せ汗出せ道直せ
國の榮ゆる源は

文化を繋ぐ道路ぞかし。
さては國道府縣道

1. 埼玉縣比企郡小見野村道路愛護會區域
2. 小見野村青年團
3. 作業班

村の發展は 小道 路見
道路から 野愛護會 汗の奉仕輝く道路
守れ公徳直せ道路 運進日本道路から
適 宜

六 本

○道路愛護會々歌（勇敢なる水兵の曲）

一、勇武の兵は外に在り 銃後の民は内を守る

時國艱の真最中に

二、資源は土に埋もれど 出だすに道路の悪ければ

國家に報ゆる產業の 民の至誠も難からん

道路のことは、毎日歩いて居ながら其の恩になれ、
皆平氣で居りますが、道路は社會文化の發展、地方産業
の興隆に、至大な關係を持つてゐるのであります。
從來本町では、道路改良維持に、銳意力を竭して參り
ましたが、文化の進むにつれ交通は、益々頻繁となり、
本町内の府縣道六路線、此の延長一三、七〇〇米、町村
道一、〇四一路線、此延長三五、三〇〇米となりました。

此の道路の改善は限りある人員と、經費だけでは、容
易に其の完璧を期し難いのであります、それ故各位の自
治協同の精神と、熱烈なる道路愛護の精神とにより、此

文明の利器たる道路をして、益々立派に育てゝ、行きを
いと存じまして、今回縣の指示に基いて、道路愛護會を
組織した譯であります。

○實施事項

一、道路清掃朝夕の手入の、行届いた道は、之に接すべ
く、其の字の氣風が、偲ばれて快く感ぜられます。自

宅前は道路も、庭の内と心得て、よく掃いて下さい。

掃く時は塵芥だけを除いて、土砂は凹い所に、埋めて
下さい。

二、路上障碍物除去 道は公のもの、路面に障碍物を、
置いて他人の迷惑にならぬ様、お互ひに注意しませう。

三、道路修理 道路の破損も、小さい内に繕へば、大破
に至らないで済みます。道が壊れたら個人で修理した
り、組内で繕ふて頂きたいのです。縣道と雖もよく手
入れをすれば、縣は非常に喜ばれます。遠慮なく御世
話を願ひます。

四、雪掃、降雪は道路を損傷します、踏み固めぬ内に掃

いて下さい。

五、側溝下水の浚渫、雑草刈取

六、道路知識の普及 道路に関する知識を得ることは
愛護の方法を、修得する上に必要でありますから其の
方法を講じます。

以上大要を記述しましたが、要するに道路を愛護すること
とは、思ふ許りでなく實際に行はねば、何にもなりません、
勿論役場もやるのですけれども、町民の自治的な活動を期
待するのであります。

各位には此趣旨を、御了解の上、實績の舉がる様御盡力
を御願ひ致します。

○道路愛護獎勵規程（昭和十二年六月四日 埼玉縣告示第四二八號）

第一條 道路ニ關スル公共心ヲ涵養シ道路愛護ノ思想ノ普及シ國

道府縣道ノ維持保全ヲ期スル爲道路愛護會ヲ組織シ其ノ成績優
良ナルモノニハ本規程ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付

第二條 道路愛護會ヲ組織シ得ヘキモノハ市町村、青年團在郷軍

人分會、消防組、戸主會、道路愛護會目的トスル團體等市町村

若ハ其ノ一部ヲ區域トスル團體トス

第三條 道路愛護會ヲ組織シタルトキハ別紙様式ニ依リ所轄市町

村長及土木事務所長ヲ經テ知事ニ届出ツヘシ

第四條 道路愛護會ノ作業方法ハ別ニ之ヲ定ム

第五條 道路愛護會ハ作業着手前所轄土木事務所長ヲ經テ知事ニ

報告スヘシ

(様式)

○道路愛護會組織屆

一、團體名

二、地域

三、團體組織ノ概要

イ、組織

ロ、團體人員數

四、會則(別記ノ通り)

右及御届候也

年 月 日

何都市町村何々(青、鄉、軍人分會等)

代表者 氏 名(印)

會長一人

埼玉縣知事 氏 名殿

備考

一、團體名 道路愛護會ノ名稱ヲ記載スルコト

二、地域 市町村ヲ區域トスルトキハ「何市町村一圓」ト

大字ヲ區域トスルトキハ「大字何々一圓」ト記載スルコト

三、團體組織ノ概要

イ、組織 各種團體聯合ノ場合ハ其ノ團體名ヲ、其

ノ他ノ場合ハ組織ノ概要ヲ記載スルコト

ロ、團體人員數 各種團體聯合ノ場合ハ各種團體別ノ人員

ヲ其ノ他ノ場合ハ總人員ヲ記載スルコト

道路愛護會準則

(昭和十二年六月四日
埼玉縣告示第四二九號)

第一條 本會ハ道路ニ關スル公共心ヲ涵養シ道路愛護ノ思想ヲ普及シ區域内ノ國道府縣道ノ維持修繕作業ヲ爲スヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ何々道路愛護會ト稱シ事務所ヲ何々ニ置ク

第三條 本會ハ何市何町村(又ハ何々)ヲ區域トシ其ノ區域内ノ何

々(青年團員、在鄉軍人分會員等)ヲ以テ組織ス

第四條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

副會長 一人

評議員 若干名

幹事 若干名

第五條 會長ハ何々、副會長ハ何々ヲ以テ之ニ充テ（又ハ會員ノ互選トシ）其ノ任期ハ何年トス

評議員ハ會員ノ互選トシ其ノ任期ハ何年トス
幹事ハ會長之ヲ嘱託ス

第六條 會長ハ會務ヲ總理シ會議ノ議長トナル
副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

評議員ハ本會ノ事業及收支豫算ニ關スル事項ヲ評議ス

幹事ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ處理ス

第七條 本會ハ別ニ定ムル受持區域ニ依リ常ニ道路愛護作業ニ努

ムルノ外毎年少クトモ四回（二月、五月、八月、十一月）一定ノ期日ヲ定メ會員總出ニテ道路ノ維持保全ニ必要ナル大作業ヲ行

フモノトス

第八條 本會ノ經費ハ獎勵金又ハ寄附金等ヲ以テ之ニ充ツ

○道路愛護會作業方法（昭和十二年六月四日制定）

第一、路面ノ維持修繕ハ大體左記ニ準據スルコト

說苑

一、路面ノ凹凸ハ之ヲ削リ搔均シ常に弧形ヲ保タシメ水溜ヲ生セサル様注意シ排水ヲ充分ナラシムルコト

二、路面ニ大ナル凹所又ハ洗ヒ堀ヲ生シタルトキハ先以テ素地ヲ打チ起シ砂利及眞土ヲ補足シテ馴染ヨクシ適度ノ蒲鉾形ニ仕上クルコト

三、路面ノ車跡間及兩側ニ盛上リタル砂利又ハ其ノ他ノ砂利ヲ持込ミ高低ナク搔キ均スコト

四、路面ニ露出セル玉石、栗石、木根等ハ之ヲ取除キ砂利及眞士ヲ以テ跡埋シ突固メラヌコト

五、修繕スヘキ破損箇所泥濘ナルトキハ泥土ヲ除去シ良質土及砂利ヲ混合使用シ修理スルコト

六、路面又ヘ側溝上ニ落土アルトキハ之ヲ除却スルコト
七、雜草木根等ノ混入セル土砂又ヘ側溝ノ浚渫泥土等ヲ實用路面ニ搬出セサル様注意スルコト

八、路肩若ヘ路面ニ繁茂スル雜草ハ實用幅員ヲ狹ムルノミナラズ自然潔氣ヲ含ミ路面ノ破損ヲ來スルヲ以テ之ヲ芟除スルコト

（之等雜草芟除ハ結實前又ヘ夏季土用中ニ行フヲ最良トス）

九、冬季ニ於ケル積雪ハ速力ニ除去シ路面ノ結氷又ヘ泥濘ヲ防

止スルコト

第二、排水手當ハ大體左記ニ準據スルコト

一、側溝、溝橋、水抜等ニ漂流物、泥土、雜草、落葉等ノ障害物入り込み排水不良ナル箇所アルトキハ充分掘リ浚ヒ障害物ハ之ヲ除却シ通水ニ支障ナカラシムルコト

二、山地又ハ道路附近カ湿地ノ場所ニ於ケル側溝ハ深幅トモ特ニ大ニスルコト

三、降雨ノ際ニ於テハ成ルヘク區域内ヲ巡視シ水溜リ其ノ他排水不良ノ箇所ニ對シ相當手入レフナスコト

四、側溝ノ設ナキ箇所ハ附近適當ノ水路ニ通スヘキ排泄路ヲ設

タルコト

第三、橋梁及溝橋ハ大體左記ニ準據スルコト

一、橋板ハ泥土塵芥ノタメ腐朽スルヲ以テ常ニ橋面ノ掃除ニ注意シ潔氣ヲ去リ乾燥ニ努ムルコト

二、土橋ハ橋面ニ雜草ヲ生セサル様注意スルコト

三、橋梁、溝橋等ト道路トノ取付箇所ニ高低ヲ生スルハ交通上支障アルノミナラス危険ヲ伴フヲ以テ隨時嵩置又ハ切下ラナスコト

四、降雨出水ノ場合ハ區域内ヲ巡視シ河水其ノ他水流ノ漂流物ニ注意シ橋梁、溝橋等ノ危険豫防及通水上必要ナル措置ヲナスコト

第四、前各項ノ外左記事項ニ留意スルコト

一、諸車、木材其ノ他ノ物件ヲ道路ニ放置シ若ハ道路ヲ作業場、物干場等ニ使用スルカ如キ交通上妨害トナルヘキ行爲ヲ爲サシタル様常ニ注意スルコト

二、道路ヲ無斷占用シ家屋其ノ他ノ物ヲ建設スルカ如キ者ナシタル様常ニ注意スルコト

三、道路ノ維持若ヘ交通ノ障害トナルヘキ竹木ハ適當ナル核打又ハ伐採ヲナスコト(此ノ場合ハ所有者ノ承諾ヲ得ルコト)

四、道路元標、道路標識其ノ他道路ニ附屬スル施設ノ保護ヲナ

スコト

五、出水等ニ因リ道路、橋梁等破壊ノ虞アル場合ハ直チニ所轄土木事務所ニ報告シ係員ノ指揮ニ從ヒ防備ニ盡スコト

六、交通杜絶ノ箇所ヲ生シタルトキハ直チニ所轄土木事務所ニ通知シ協力シテ應急ノ措置ヲ講スルコト

七、道路、橋梁、溝橋等大修繕ノ要アリト認ムル箇所ハ之ヲ所轄土木事務所ニ報告スルコト

第五、會員ハ隨時所轄土木事務所員ノ立會ヲ求メ最モ經濟的ニシテ効果的ナル作業方法ヲ研究實施スルコト

第六、會長ハ作業日誌(左記様式)ヲ作製シ翌月五日迄ニ前月分ヲ所轄土木事務所長ニ提出スルコト

(様式)

作業日誌(昭和年月分)

何々道路愛護會

(第一號樣式)

道路現況調查表

何郡市町村

何
各
道
路
愛
護
會

(其ノ一)

第五條 土木事務所長ハ成績優良ト認ムルモノニ就キ第三號様式

ニ依リ事績調書ヲ作製シ毎年十二月十日迄ニ知事ニ報告スヘシ

前項ニ依リ事績ヲ調査スル期間ハ毎年十二月一日ヨリ翌年十一

月末日ニ至ル一年間トス

(第一號樣式)

道路現況調查表

21

諸侯名作業ノ易斤

11

104

104

104

2

100

110

卷之三

說苑

其二

第一 道路愛護思想普及ノ狀況

第二 道路修繕ノ實績

道路種別	路線名	路面ノ狀況	排水設備ノ狀況	交通障害物 整理ノ狀況
國道				
府縣道				
同				
同				
府				
縣				
道				

二〇一〇年

備

考

- 一團體ニシテ二以上ノ路線アル場合ハ路線毎ニ小計シ最後三合計ヲ附スルコト

2. 月日欄八作業初日及

3. 従業延人員ハ一日八時間從業スルモノトシテ計算スルコ

4. 従業方法ハ例ヘハ「五日目交代トシ一日五十人宛從業也

又ハ「區域ヲ定メ分擔作業ヲ爲ス」等ト記載スルコト

二二 經費支出ノ方法

何處道路愛護會

七
樣式

名	體	團	一 糰	橫	(表)
米八〇糰	體	團	一 糰	橫	(表)

從是國(府縣)道東北南北西何糴何米

年月日建之

卷之二

何郡市町村

奈良縣の道路愛護

費途金額財源支出方法備考

料費何圓ノ如シ

(三) 道路ノ狀況

各費途別ニ記載スルコト（例ヘハ器具費何圖、工事用材

備考

道 路 愛 護

奈良縣に於ける道路愛護會は、年と共に隆盛に赴き、地

元住民の理解に依り、現在團體數三二、會員數二八、七
一一人作業局出道路延長は、國道及府縣道に涉り、延長一
〇六糸三三四にして、縣下國府縣道總延長の、八割七分に

該註

愛護工作業

奈良縣廳土木課

昭和十二年に於ける道路愛護作業は、熱誠なる努力奉仕に依り、作業せる團體數一五五、此の道路延長五四六秆一六六、作業延人員三五、四八九人、一日八時間作業に換算